

乳幼児医療費助成制度・児童手当

現況届の提出はお済みですか？

現在お手元にある乳幼児医療証の有効期間は9月30日までです。医療証の継続のためには現況届の提出が必要になります。

また、児童手当を受給している、19年度の現況届をまだ提出されていない方も至急手続きをしてください。

現況届の用紙は6月14日付けで、現在受給中の方へ送付しています。

所得制限(下表参照)を確認の上、新たに対象となる方は申請をしてください。

なお、6月に現況届を提出した方は新規申請の必要はありません。

これまで所得超過により、乳幼児医療費助成や児童手当の対象とならなかったご家庭でも、19年度(18年分)に所得の減少・扶養家族の増加・国民年金から厚生年金への変更等があった場合は受給の対象となる場合があります。

新たに受給の対象になる場合もあります

現況届が提出されないと...

6月以降の児童手当が受けられません

10月1日以降の乳幼児医療証の交付ができません

申請に必要なもの
 「乳幼児医療費助成の場合」
 健康保険証の写し(申請者と対象乳幼児のもの) 認め印
 19年1月2日以降に東久留米市に転入された方は、19年1月1日在住の市区町村の発行する「平成19年度(平成18年分)所得証明書」
 詳しくは子育て支援課 ☎470・7736へ。

申請に必要なもの
 健康保険証の写し(申請者と対象児童のもの) 認め印
 19年1月2日以降に東久留米市に転入された方は19年1月1日在住の市区町村の発行する「平成19年度(平成18年分)所得証明書」
 詳しくは子育て支援課 ☎470・7736へ。

義務教育就学児医療費助成制度

10月開始 申請していない方はお早めに

小・中学生のお子さんの保険診療の自己負担分について、その一部を助成する制度が10月から始まります。ただし、生活保護や心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成等を受けている方は対象となりません。

対象児童を養育している、まだ申請をしていない方は、所得制限を確認の上(左表参照)、必要書類を揃えて至急申請をしてください。

乳幼児医療費助成・児童手当・義務教育就学児医療費助成の19年度(18年分)所得制限

扶養親族等の数	国民年金加入者等	厚生年金・各種年金加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

期間は10月1日～20年9月30日。
 上記所得制限額未満の方が対象。

早めに就学援助費

市では、経済的な理由などにより、市立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっているご家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

また手続きをしていない方や、新たに市外から転入された方は、至急手続きをしてください。

この制度を受けられるご家庭は、お子さんと同居する方全員が次の項目のいずれかに該当している必要があります。

(1)生活保護の停止または廃止を受けた方
 (2)19年度市民税・都民税が非課税の方、固定資産税や国民年金などの掛金等が減免の方
 (3)児童扶養手当の支給を受けている方
 (4)生活保護基準に準ずる世帯(準要保護)で18年分の世帯全員の総収入が認定基準以下の世帯の方

詳しくは学務課 ☎470・7779へ。

市ホームページに掲載する 広告主を募集

月に約5万件のアクセスがある市のホームページに広告(バナー広告)を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

【規格】「扉のページ」上に、縦60ピクセル、横150ピクセル。4キロバイト以内。GIF形式

広告デザインは広告主で作成となります。

【募集枠】1枠

【掲載期間】11月から、1カ月単位で最長6カ月

【掲載料】1枠当たり月20,000円

申し込みは9月14日(金)までに(消印有効) 所定の申込書(広報課市役所2階で配布)に必要事項を記入の上、〒203-8555、市役所広報課あて郵送を。電子メール(下記メールアドレス参照) ファクス472・1131または直接同課(市役所2階)へ持参も可。

申込書は市ホームページからも入手できます。

詳しくは同課広報担当 ☎470・7708へ。

◆広報課メールアドレス
 koho@city.higashikurume.lg.jp

幼稚園等就学奨励費補助金

市では、公立・私立幼稚園または幼稚園類似施設に通園している市内在住の園児の保護者に対し、世帯の所得に応じて保育料を減免または補助する幼稚園等就学奨励費補助事業を行っています。

また手続きをしていない方や、新たに市外から転入され

幼稚園等就学奨励費補助金

市では、公立・私立幼稚園または幼稚園類似施設に通園している市内在住の園児の保護者に対し、世帯の所得に応じて保育料を減免または補助する幼稚園等就学奨励費補助事業を行っています。

また手続きをしていない方や、新たに市外から転入され

公立幼稚園減免額(年額)

区分 (19年度の市民税課税額)	小学校1・2年生の兄・姉のいない世帯 注1			小学校1・2年生の兄・姉が1人いる世帯 注2		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯						
市民税非課税世帯	20,000円	38,000円	66,000円	-	26,000円	32,000円
市民税所得割非課税世帯						

私立幼稚園等補助額(年額)

区分 (19年度の市民税課税額)	小学校1・2年生の兄・姉のいない世帯 注1			小学校1・2年生の兄・姉が1人いる世帯 注2			幼稚園類似施設補助額(市単独補助)
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯	141,900円	185,000円	257,000円	-	157,000円	171,000円	45,100円
市民税非課税世帯	107,600円	162,000円	250,000円	-	126,000円	144,000円	34,300円
市民税所得割課税額34,500円以下の世帯	81,700円	143,000円	245,000円	-	103,000円	123,000円	26,300円
市民税所得割課税額34,501円以上183,000円以下の世帯	57,500円	127,000円	240,000円	-	81,000円	104,000円	18,500円

注1...小学校1・2年生の兄・姉のいない世帯の第1子、第2子、第3子以降とは、1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者、次年長者以降の園児のことです。

注2...小学校1・2年生の兄・姉が1人いる世帯で、第2子とは小学校1・2年生を第1子として就園している場合の最年長者、第3子とは小学校1・2年生を2人以上有している園児および同一世帯から2人以上就園している場合の次年長の園児のことです。



就業構造基本調査にご協力を

15歳以上の世帯員約105万人です。

就業構造基本調査から得られるデータは、国や都道府県が実施する雇用政策や経済政策などを企画・立案する上で、重要な指標として利用されます。

調査は10月1日現在で実施されます。統計調査員が調査世帯へ調査票の記入をお願いいたします。ご協力をお願いします。また、この調査は統計法に基づいて実施される国の貴重な調査です。提出された調査票を統計上の目的以外に使用することはありません。

調査の対象は、国の全世帯のうちから統計的手法により選定した約45万世帯です。

詳しくは総務部総務課 ☎470・7714へ。

わたしの見てある記



市長 野崎重弥

今年も市内各所で夏祭りや盆踊りが開催され、その賑わいにおおききを感じました。そこで感じたのは、私の子ども時代との違いでした。

夏祭りや盆踊りは「非日常」であり、普段見ることができないような物や食べ物が並び、親から普段なかなかもらえない小遣いを握りしめて、心をウキウキさせながら会場に向かったものです。

普段は夜外出することも暗い中で友人と会うこともなかったわけですから、そうした非日常の経験の数々を今でも鮮明に思い出すことができます。

現代社会ではどうでしょう。物質的にも小遣いに不自由なく、買えない物はない状況を思うとき、私は何か大切なものを忘れてしまったような気がしてなりません。

「時代が変わった」「古風だ」と言われてしまいうですが、「日常」と「非日常」を使い分ける中で、さまざまな経験をさせて、世の中のルールを学びとらせ、大人と子どもが共に成長するシステムが現代とは違う形で完成されていたような気がします。

「家庭の子育て力」「地域の子育て力」が問われているといわれますが、過去にも学びながら、私たちが置いてきてしまった古き良き時代のシステムを再構築を考える必要があるのではないのでしょうか。